

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年1月26日
【会社名】 ナノキャリア株式会社
【英訳名】 NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 中富 一郎
【本店の所在の場所】 千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19
【電話番号】 04-7169-6550
【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼管理部長兼社長室長 中塚 琢磨
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目2番2号
【電話番号】 03-3548-0217
【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼管理部長兼社長室長 中塚 琢磨
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 840,000,000円
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 860,000,000円
第8回新株予約権 14,539,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
2,024,539,000円
(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）】

銘柄	ナノキャリア株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金840,000,000円
各社債の金額（円）	金30,000,000円の1種
発行価額の総額（円）	金840,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成26年3月20日
償還の方法	<p>1. 償還金額 本社債は、平成26年3月20日（以下「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1)当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、本社債権者に対して、償還日の30日以上前に事前通知を行ったうえで、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき償還期間に応じて一定の料率を乗じた金額で繰上償還することができる。 (2)当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも本社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は消却することができる。 (3)当社は、本新株予約権付社債の発行後、平成26年3月13日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。 (4)償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (5)償還元金の支払場所 ナノキャリア株式会社 管理部</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 ウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合 780,000,000円 シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合 60,000,000円
申込証拠金（円）	該当事項なし。
申込期間	平成24年3月21日（水）
申込取扱場所	ナノキャリア株式会社 管理部
払込期日	平成24年3月21日（水）
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告する。
財務上の特約 （その他の条項）	本新株予約権付社債には担付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1 新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）において、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。

2 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。

3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は「償還の方法」（5）の規定に違反し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会におい

て解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害しないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。

(5)当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

5 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債総額の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

6 取得格付

格付けは取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株制度は採用していない。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>29,988株</p> <p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込価額の総額を転換価額で除した数とする。</p> <p>但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>「転換価額」とは、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の金額を指すが、同欄第3項によりこれが修正又は調整される場合には、かかる修正又は調整後の金額を指す。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、1株につき28,000円とする。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本欄(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・移転株式数}}{1\text{株当りの発行・移転価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・移転株式数}}$

- (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 本欄(4)に定める時価を下回る発行価額又は移転価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を移転する場合（但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。）
- 調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- なお、上記但書の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については（注）4「株式の交付方法」の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- 本欄(4)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合
- 調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。
- (5) 本欄(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本の減少、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき
- 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本欄(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金840,000,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年3月21日から平成26年3月20日までとする。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時までとする。上記いずれの場合も、平成26年3月21日より後に本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 ナノキャリア株式会社 管理部 東京都中央区日本橋三丁目2番2号 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計28個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

3 本新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律75号）（以下「振替法」という。）第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2【新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）】

銘柄	ナノキャリア株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金860,000,000円
各社債の金額（円）	金20,000,000円の1種
発行価額の総額（円）	金860,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（%）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成30年3月20日

償還の方法	<p>1. 償還金額 本社債は、平成30年3月20日（以下「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1)当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、本社債権者に対して、償還日の30日以上前に事前通知を行ったうえで、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき償還期間に応じて一定の料率を乗じた金額で繰上償還することができる。</p> <p>(2)当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも本社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は消却することができる。</p> <p>(3)当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。</p> <p>(4)本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成26年3月20日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行い、かつ当該通知書記載の繰上償還日までに本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>(5)償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(6)償還元金の支払場所 ナノキャリア株式会社 管理部</p>
募集の方法	<p>第三者割当ての方法により、次の者に割り当てる。 ウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合 860,000,000円 シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合 40,000,000円</p>
申込証拠金（円）	該当事項なし。
申込期間	平成24年3月21日（水）
申込取扱場所	ナノキャリア株式会社 管理部
払込期日	平成24年3月21日（水）
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告する。
財務上の特約 （その他の条項）	本新株予約権付社債には担保付切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1 新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）において、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。

2 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は「償還の方法」(5)の規定に違反し、7日以内にその履行をすることができなるとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができなるとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができなるとき、但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合は、この限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

5 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債総額の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

6 取得格付

格付けは取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株制度は採用していない。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>30,702株</p> <p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込価額の総額を転換価額で除した数とする。</p> <p>但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>「転換価額」とは、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の金額を指すが、同欄第3項によりこれが修正又は調整される場合には、かかる修正又は調整後の金額を指す。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、1株につき28,000円とする。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本欄(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・移転株式数} \times \text{1株当りの発行・移転価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・移転株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄(4)に定める時価を下回る発行価額又は移転価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を移転する場合(但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。これを適用するものとする。</p> <p>無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>なお、上記但書の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については(注)4「株式の交付方法」の規定を準用する。</p> $\text{株数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>本欄(4)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金860,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成24年3月21日から平成30年3月20日までとする。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時までとする。上記いずれの場合も、平成30年3月21日より後に本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 ナノキャリア株式会社 管理部 東京都中央区日本橋三丁目2番2号</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計43個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 本欄(4)に定める時価を下回る発行価額又は移転価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を移転する場合（但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- なお、上記但書の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については（注）3「株式の交付方法」の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

本欄(4)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合調整後の行使価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の行使価額で行使され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の行使前転換価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。
- (5) 本欄(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本の減少、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき
- 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本欄(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金2,010,000,000円

ただし、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加または減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本欄1記載の資本金等増加限度額から本欄1に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年3月21日から平成30年3月20日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知を新株予約権者が受領してから5営業日後までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 ナノキャリア株式会社 管理部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 東京中央支店 東京都中央区日本橋三丁目6番2号
新株予約権の行使の条件	1 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、会社法第273条第2項の規定に従って2週間前の通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。 2 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに署名した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

2 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所に定める口座に入金された日に発生する。

3 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

4 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引き受け】

該当事項はありません。

4 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,724,539,000	52,000,000	3,672,539,000

(注) 1 払込金額の総額は、第1回新株予約権付社債(840,000,000円)および第2回新株予約権付社債(860,000,000円)の払込金額の総額1,700,000,000円に第8回新株予約権の発行価額の総額及び行使に際して払い込むべき金額の合計額

2,024,539,000円を合算した金額であります。なお新株予約権の行使による払い込みにつきましては、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により変更される場合があります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬費用10,000,000円、ファイナンシャル・アドバイザー報酬7,000,000円（東

海東京証券株式会社）、新株予約権等算定評価報酬費用8,000,000円、その他の事務費用27,000,000円（有価証券届出書作成、変更登記費用等）の合計です。

(2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
NC-6004（ナノプラチン）の臨床開発並びに原薬及び製剤製造費用	2,760	平成24年4月～平成28年3月
NC-4016（ダハプラチン誘導体ミセル）の臨床開発並びに原薬・製剤製造費用	912	平成24年4月～平成28年3月

- (注) 1. 具体的な使途及び金額については、今後の状況の変化に応じて変更する可能性があります。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行口座にて管理いたします。
3. 新株予約権の行使による払い込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容については、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合がございます。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、既存または新規の導出契約によるマイルストーン及び製剤供給収入の活用 一部の共同開発または導出契約による費用負担の軽減 手持資金の活用 開発のための臨床試験の規模や速度の優先順位付け・見直し等を行い臨床開発を進めるとともに、別途手段による資金調達の検討を進めていく所存であります。

< 資金使途の合理性に関する考え方 >

今回のファイナンスによる資金調達は、上記「調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、主要パイプラインの開発を進展させ、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合

名称	ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
出資額	3,220,000,000円（予定）
組成目的	高齢化の進展、医療費の増大、癌をはじめとする難治性疾患の克服、といった日本を含めた先進国の社会、生活環境を脅かす問題を解決し、尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすることを目的として本組合は組成されました。
主たる出資者及び出資比率	1. 31.1% 独立行政法人中小企業整備基盤機構 2. 15.5% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （同社は企業年金基金の受託者です。） 3. 11.5% 株式会社ウィズ・パートナーズ （本組合の無限責任組合員です。） 上記以外に10%以上の出資者はありません。
業務執行組合員又はこれに類する者	名称：株式会社ウィズ・パートナーズ 所在地：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36F 代表者の役職・氏名：代表取締役CEO 安東 俊夫 代表取締役CO-CEO 田端 広道 代表取締役COO 松村 淳 資本金：1億円 事業内容：1.国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2.投資事業組合の設立および投資事業組合財産の管理・運用 3.経営全般に関するコンサルティング 4.第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業 主たる出資者及びその出資比率： 1. 59.0% クワイエットアルファ投資事業有限責任組合 2. 25.5% クワイエットベータ投資事業有限責任組合 3. 15.5% SCSK株式会社

シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合

名称	シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
出資額	2,700,000,000円
組成目的	情報通信、ナノテクノロジー、新材料、新製造技術、ライフサイエンス、環境・エネルギーを主とする分野において、日本経済に活力を与え、また次世代の産業基盤を構築できると期待されるベンチャー企業に投資をすることを目的として本組合は組成されました。

主たる出資者及び出資比率	1. 37.0% 独立行政法人中小企業整備基盤機構 2. 29.6% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （同社は企業年金基金の受託者です。） 3. 18.5% 株式会社ウィズ・パートナーズ （本組合の無限責任組合員です。） 上記以外に10%以上の出資者はありません。
業務執行組合員又はこれに類する者	名称：株式会社ウィズ・パートナーズ 所在地：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36F 代表者の役職・氏名：代表取締役CEO 安東 俊夫 代表取締役CO-CEO 田端 広道 代表取締役COO 松村 淳 資本金：1億円 事業内容：1.国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2.投資事業組合の設立および投資事業組合財産の管理・運用 3.経営全般に関するコンサルティング 4.第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業 主たる出資者及びその出資比率： 1. 59.0% クワイエットアルファ投資事業有限責任組合 2. 25.5% クワイエットベータ投資事業有限責任組合 3. 15.5% SCSK株式会社

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社の主要パイプラインの国内外での治験を実施するには、長期間にわたり、継続的に多額の研究開発資金が必要であり、当社は、従前から、バイオ・ヘルスケア部門に精通し、かつ、当社の事業方針および今後の事業展開について賛同し、資金面でも協力いただける先を探索し、あわせて、当社の事業や事業戦略を理解し、事業構築を支援していただける新たなエクイティ・ファイナンスの割当先を対象にした第三者割当による新株や新株予約権付社債、新株予約権等の発行などあらゆる資金調達手段を検討してきました。

このような投資環境下で、今回の割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズから、平成23年9月に新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた事業資金投資の提案があり、その検討を進めました。今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合は、同ファンドの業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズが創設したファンドです。ファンド自体は純投資を目的としているものの、業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズは、日本におけるバイオベンチャー黎明期から投資をし、また国内外の投資先のIPO、M&A、事業提携等に多くの実績を残してきたことから、その長い経験を基にしたグローバルなネットワークを構築しています。バイオ・ヘルスケア分野のプロフェッショナルに加え、企業経営などに精通したメンバーが参加している会社でもあり、ミセル化ナノ粒子という当社のプラットフォーム技術を基礎に、抗癌剤の創薬事業を進める当社の経営方針及び事業内容並びに事業に必要な資金調達に深い理解を示していただける引受先であり、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営を持つ会社であります。

同社の運営するファンドのうち、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の組成目的は、尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすることであり、また、シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合の組成目的は、日本経済に活力を与え、また次世代の産業基盤を構築できると期待されるベンチャー企業に投資をすることであり、当社の事業内容及び事業方針はこれらの組成目的に合致することから、これら2ファンドより出資を行いたい旨の申し入れがあり、当社はこれらの2ファンドを割当予定先として選択しました。

株式会社ウィズ・パートナーズは、当社の事業内容及び事業・開発戦略、ならびに開発に必要な長期の安定した多額の資金を確保するという資金需要の必要性についても深いご理解をいただいております。くわえて当社の企業価値を高めるために、その国内外の幅広いネットワークを活用した製薬企業との提携等の事業開発、当社と相乗効果があるテクノロジーやパイプラインの探索および獲得という事業面でのサポート、およびIRを含めた経営面でのサポートを行って頂くことを予定しております。

なお、バイオベンチャー企業に精通した投資家の資金を運用している同社より、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的な関係を含め、一切の関わりがないとの確認を得ております。

d 割り当てようとする新株予約権の目的である株式の数

ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合	62,000株
シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合	5,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合それぞれは、生命及び健康な生活に資する企業及びライフサイエンスを含む各分野で次世代の産業基盤を構築できると期待される企業の価値向上を主たる利益の対象として組成され、当社に対する投資については、当社の医薬品開発の資金を充当するほか、株式会社ウィズ・パートナーズを通して製薬企業との提携など当社の企業価値向上に資する施策の支援を行い、これらを投資家の立場から担保すべく、一定の議決権を保持し、且つ役員等の派遣も予定しております。また、割当予定先は、当社の医薬品の開発及び販売に資する事業提携先への譲渡、或いは、割当予定先の出資者に対する運用責任を遂行する立場から、適宜判断のうえ市場動向を勘案し、インサイダー取引規制なども考慮した上で、市場での売却も検討しています。具体的には、第1回転換社債型新株予約権付社債の転換により取得する株式の全てと第2回転換社債型新株予約権付社債の転換により取得する株式の一部、合計36,000株程度について、原則として中長期的に保有する方針と口頭で確認しております。

その他、第2回転換社債型新株予約権付社債の転換により取得する株式及び第8回新株予約権の行使により交付を受けることになる株式、合計91,690株程度については、適宜判断のうえ市場動向を勘案しながら市場で売却することもあります。運用に

際しては、上記のとおり市場への影響を常に留意して行うとのことです。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、株式会社ウィズ・パートナーズからウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合は本日現在で総額32億円の資産を運用する予定である旨、シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合は、27億円の資産を運用している旨の報告を受けております。なお、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の組合契約では、その出資の方法がキャピタル・コールによるもので、本資金調達の発表後に資金を同ファンドの各投資家に請求することとなっています。当社は、同ファンドの投資家の名称及びその出資約束金額、並びにかかるキャピタル・コールを含む契約諸条件を確認しており、株式会社ウィズ・パートナーズについては、同社の預金残高により出資に要する現金を保有していることを確認、独立行政法人中小企業整備基盤機構については、同社の平成23年12月1日付「中小企業成長支援ファンド「ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合」の組成について」と題する資料にて、割当予定先に対し10億円の出資を行う旨発表していることを確認、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社については、同社の平成23年11月16日付「平成23年度中間決算について」と題する資料により、出資に要する資金を保有していることを確認、その他の出資者についても、有価証券報告書等により出資に要する現預金を保有していることを確認しております。

また、シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合については、同ファンドの預金残高により、出資に要する現金を保有していることを確認しております。

以上により、社債発行に係る払込金額及び新株予約権発行相当分の払い込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の業務執行組員である株式会社ウィズ・パートナーズ及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（東京都港区）に調査を依頼し、照合を行った結果、反社会勢力との関係が疑われる旨の該当報告はございませんでした。ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合の他の主たる出資者についても、独立行政法人中小企業整備基盤機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、反社会的勢力とは、一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認しました。日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社については、金融商品取引法上の金融商品取引業者であることから、その社会的信用性は高く、反社会的勢力等の介入リスクはないものと認識しております。また、その他の出資者についても、株式会社JPリサーチ&コンサルティング（東京都港区）に調査を依頼し、照合を行った結果、反社会勢力との関係が疑われる旨の該当報告はございませんでした。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の転換価額並びに第8回新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成24年1月25日）から過去6カ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格平均（VWAP）である24,775円（直前営業日平均株価との乖離率26.4%）を基準株価として以下のとおりとしました。

銘柄	転換価額または行使価額及びその算定根拠
第1回転換社債型新株予約権付社債	28,000円（基準株価に1.13を乗じた金額）
第2回転換社債型新株予約権付社債	28,000円（基準株価に1.13を乗じた金額）
第8回新株予約権	30,000円（基準株価に1.21を乗じた金額）

過去6ヶ月間のVWAPの平均値を基準といたしましたのは、平成24年1月10日以降の当社株価の推移を見ますと、6ヶ月遡った期間にあって、当該期間を除く期間と比べ株価が大きく上昇し、また、出来高も大きく膨らんでおり、昨今の金融・経済環境下における不安定な株式市場や当社株価の変動状況を考慮し、発行決議日前日という特定の一時点の株価を基準とするよりは、一定期間の平均値という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観的かつ合理的であると判断したためです。

参考までに、本転換社債型新株予約権付社債の転換価格は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価24,711円に対し13.3%のプレミアム、過去3ヶ月間の平均株価25,834円に対し8.4%のプレミアム、過去1ヶ月間の平均株価30,496円に対し8.2%のディスカウント、また、発行決議日前日の終値33,000円に対し15.2%のディスカウントとなっております。

また、本新株予約権の行使価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価24,711円に対し21.4%のプレミアム、過去3ヶ月間の平均株価25,834円に対し16.1%のプレミアム、過去1ヶ月間の平均株価30,496円に対し1.6%のディスカウント、また、発行決議日前日の終値33,000円に対し9.1%のディスカウントとなっております。

当社は、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の発行条件並びに第8回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都港区）に対して価値算定を依頼し、一定の前提、即ち、株価（取締役会決議日の前営業日の株価）、配当率（0%）、権利行使期間（第1回転換社債型新株予約権付社債は2年間、第2回転換社債型新株予約権付社債及び第8回新株予約権は6年間）、無リスク利率（0.46%）、株価変動性（97%）、発行会社及び割当予定先の行動（第1回転換社債型新株予約権付社債については、割当予定先は当社株価が権利行使価額を上回っている場合その一部を株式に転換するが、基本的に当社からの転換指示を待ち、当社は割当予定先に対して平成25年3月1日時点において転換指示を行うこと。また、転換された株式については、中長期保有し、株式への転換時の株価と転換価額の差を利益と想定すること。第2回転換社債型新株予約権付社債については、割当予定先は当社株価が金35,000円以上である場合には随時株式に転換し、市場への影響を留意して売却するものとし（1日当たりの想定売却件数は平均売買出来高（上場以来の売買出来高の1日平均）の約10%を目安とする。）、また、当社は割当予定先に対して平成25年3月1日時点において残存する本転換社債型新株予約権付社債のうち9個（1.8億円分）の転換指示を行うこと。第8回新株予約権については、割当予定先は当社株価が権利行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行い、市場への影響に留意して売却すること（1日当たりの想定売却数は平均売買出来高（上場以来の売買出来高の1日平均）の約3%を目安とする。）、また、当社は、割当以降当社株価の終値が発行時株価の150%以上となった場合には、残存する第8回新株予約権を取得条項に基づいて全て取得すること。）、その他発行

条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円あたり100円）と株式会社ブルーアス・コンサルティングの算定した公正価値（第1回転換社債型新株予約権付社債額面100円あたり70円71銭、第2回転換社債型新株予約権付社債額面100円あたり99円94銭）を比較したうえで、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債を総合的に判断すれば公正価値を下回る水準ではなく、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。（なお、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の公正価値を社債の発行価額で加重平均しますと額面100円当たり85円50銭となります。）また、第8回新株予約権の発行価額は、公正価値と同等の、1個当たりの払込価額を217,000円（1株当たり217円）としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。

なお、第8回新株予約権の行使価額には、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の転換価格より高いプレミアムをつけておりますが、本新株予約権は性質上、上記2種の転換社債型新株予約権付社債が全て転換された後に行使が予想されることから、長期的に当社の研究開発が促進されし、企業価値が向上すると予想されることを考慮したものです。

当社は、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る発行価額の意思決定過程の公正性を担保すべく株式会社ブルーアス・コンサルティングより、平成24年1月25日において、本第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債並びに第8回新株予約権発行の発行価額についての財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオンを取得しております。

さらに、当社は本転換社債型新株予約権付社債の発行価額及び本新株予約権の払込金額の算定については、東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー・& マッケンジー 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）（東京千代田区）（以下「ベーカー・& マッケンジー」といいます。）に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、有価証券届出書や株式会社ブルーアス・コンサルティング価値評価報告書など必要な書類を考察し、発行会社と割当予定先との間の契約の締結や本有価証券の割当日における発行等が日本国の法令その他に矛盾、抵触しないかなどを検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に矛盾ないし抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

なお、当社監査役3名（全員が会社法上の社外監査役）からは、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び上記の株式会社ブルーアス・コンサルティングの算定結果及びフェアネス・オピニオン並びにベーカー・& マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、下記事項について確認し、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないことと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・ 本件発行においては、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、株式会社ブルーアス・コンサルティング及びベーカー・& マッケンジーがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・ 株式会社ブルーアス・コンサルティング及びベーカー・& マッケンジーは当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していることと認められること。
- ・ 株式会社ブルーアス・コンサルティングは、一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利率、株価変動性、発行会社及び割当予定先の行動、平均売買出来高、割引率、その他転換社債型新株予約権等の発行要綱、発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かつ発行価額についての財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオンを提出していること。
- ・ ベーカー・& マッケンジーは、独立した立場で価格算定において採用されている前提事実やロジックが合理的であるか否かを分析し、有価証券届出書や株式会社ブルーアス・コンサルティング価値評価報告書など必要な書類及び事項を考察、検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に矛盾ないし抵触しない旨の法律意見の表明をしていること。
- ・ 本件発行の決議を行った取締役会において、株式会社ブルーアス・コンサルティング及びベーカー・& マッケンジーの意見を参考にして本件発行担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

当社は、以下の理由により、発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。

第1回転換社債型新株予約権付社債に関して発行される予定の株式数は最大で29,988株であり、転換価額が固定化されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。

第2回転換社債型新株予約権付社債に関して発行される予定の株式数は最大で30,702株であり、転換価額が固定化されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。また、本件転換社債型新株予約権付社債については、当社の判断により残存している本件新株予約権の全部または一部を取得することが可能であり、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

第8回新株予約権の行使により発行される予定の株式数は最大で67,000株です。本件新株予約権については、当社の判断により残存している本件新株予約権の全部または一部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

第1回転換社債型新株予約権付社債、第2回転換社債型新株予約権付社債及び第8回新株予約権に係る潜在株式数は、上記のとおりそれぞれ29,988株、30,702株、67,000株、合計127,690株となっており、これは平成24年1月25日現在の発行済株式総数234,885株（総議決権数234,885個）に対して、合計54.4%（議決権比率54.4%）となることから、25%以上の割合で希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件、第1回転換社債型新株予約権付社債、第2回転換社債型新株予約権付社債及び第8回新株予約権のすべてが行使された場合の発行株式数は、それぞれ29,988株、30,702株、67,000株、合計127,690株となり、平成24年1月25日現在の発行済株式総数234,885株（総議決権数234,885個）に対して、合計54.4%（議決権比率54.4%）となり、25%以上の割合で希薄化が生じます。

したがって、今回の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数の 割合 (%)
ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	-	-	118,406	32.66
中 富 一 郎	神奈川県川崎市麻生区	11,122	4.74	11,122	3.07
興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号	11,000	4.68	11,000	3.03
株式会社メディネット	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号	9,638	4.10	9,638	2.66
シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	-	-	9,284	2.56
CYNTEC CO., LTD.	BEAUFORT HOUSE, PO BOX438, ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (大阪府豊中市)	8,232	3.51	8,232	2.27
太田 昌 市	静岡県浜松市中区	3,987	1.70	3,987	1.10
CCPメザニン2006投資事業組合	東京都中央区九段北一丁目13番9号	3,696	1.57	3,696	1.02
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,500	1.49	3,500	0.97
TEIKOKU PHARMA USA, INC	1718 RINGWOOD AVENUE, SAN JOSE, CA, 95131, U.S.A. (香川県東かがわ市三本松567番地)	3,332	1.42	3,332	0.92
岡野 光 夫	千葉県市川市	2,882	1.23	1,904	0.80
計		57,389	14.1	185,079	51.05

(注) 1. 募集前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の株主名簿上の株式数に、平成23年10月14日の興和株式会社への第三者割当増資で増加予定の株式数(11,000株)を加算して作成しています。

2. 募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、募集前の株式数をもとに、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権が全て行使された場合に増加する株式を加えて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 目的及び理由

当社の主要パイプラインの国内外での治験を実施するには、今後、長期間にわたり、継続的に多額の研究開発資金が必要です。一方、当社の事業はまだ先行投資段階であり、当面、研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みであり、金融機関による間接金融については、先行投資により長期に赤字が続く当社の状況から借入を行うのは極めて難しく、医薬品開発を計画的に進め、安定的に事業計画を遂行するためにはエクイティ・ファイナンスによる資金に依拠せざるを得ない状況にあります。そのため、平成22年12月に株主割当増資を実行し、その後も当社の事業や事業戦略を理解し、事業構築を支援していただける新たなエクイティ・ファイナンスの割当先を対象にした第三者割当による新株や新株予約権付社債、新株予約権等の発行などあらゆる資金調達手段を検討してきました。

このような投資環境下で、今回の割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズから、平成23年9月に新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた事業資金投資の提案があり、その検討を進めました。

(2) 当該資金の調達方法と選択理由

上記を検討の結果、主要パイプラインの計画的な開発をより促進し、一日でも早く医薬品承認を取得して製品を上市するという目標を達成し、あわせて製品価値や会社価値の最大化を実現させるためには、この時期に安定した資金を調達し、海外での治験の進捗、国内での治験実施をより促進することが必須であり、下記のとおり他の資金調達方法とも比較し、転換社債型新株予約権及び新株予約権の組合せが株価への下落圧力を回避し、既存株主の利益に充分配慮しつつ、必要資金を調達し、企業価値を最大化するという当社のニーズを充足しうる、現時点における最良の選択肢であると判断し、平成24年3月19日開催の臨時株主総会での普通決議を得ることを条件に、その発行を決議いたしました。

< 他の資金調達方法と比較した場合の特徴 >

資金調達を、公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行により行う場合には、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、新株予約権又は新株予約権付社債の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、本件新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、権利行使に応じて希薄化を抑制することはできませんが、株価の動向により当初想定していた資金調達ができない、または、実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があります。

転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、開発の進捗に応じて必要な資金調達を行うという柔軟性を十

分に確保することが困難になります。

間接金融については、上記にも記載したとおり、先行投資による長期的に赤字である当社の状況から、金融機関から借入れを行うのは極めて難しい状況にあります。

< 当社のニーズに応じ、配慮した点 >

株価への影響の軽減

・行使価格及び転換価格は、平成24年1月25日から過去6カ月間の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の普通取引の売買高加重平均価格平均(VWAP)を基準に決定されており、その後の修正は行われたい仕組みとなっています。

・このうち、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債については、上記基準株価に1.13を乗じた金額を転換価額としており、また、新株予約権の行使価格については、上記基準株価に1.21を乗じた金額としており、ディスカウントを除外し、プレミアムを上乗せしております。

・本件の資本増強は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、転換社債の転換や新株予約権が行使されるため、新株発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時的に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

希薄化の抑制

・行使価格及び転換価格は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。

・本新株予約権および本転換社債型新株予約権の行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行されるため、希薄化は、新株のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。

・また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては本件新株予約権及び本件転換社債型新株予約権の円滑な行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達を実現することが可能になります。

資本政策の柔軟性

本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権については、当社の判断によりその全部または一部を償還または取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

段階的・追加的な資金調達

本転換社債型新株予約権付社債の発行により、短期的には無利息による資金調達を行うと共に、当社の開発進捗及び資金需要に応じて本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができます。

< その他配慮した点及びその対策 >

転換社債型新株予約権付社債

・本転換社債型新株予約権付社債のうち第1回転換社債型新株予約権付社債については、当社は、原則として平成25年3月1日以降は、本社債権者に対し、当社株価の動向にかかわらず、その保有する全部又は一部の本新株予約権付社債の株式への転換を指示することが可能であり、転換が行われた場合は、将来の償還金額が減少するとともに、負債が削減され、自己資本の強化が可能になります。

・本転換社債型新株予約権付社債のうち第2回転換社債型新株予約権付社債については、その特性上、当初には本社債の元本部分の払込みが行われ、資金調達が実現できますが、本社債権者が本転換社債型新株予約権を行使しない場合は、最終的には当社は社債元本を償還する義務を負い、当該償還のための資金の調達を行う必要があります。ただし当社は、平成25年3月1日以降は、本社債権者に対し、当社株価の動向にかかわらずその保有する本新株予約権のうち9割分(1.8億円分)について、株式への転換を指示することが可能であり、また発行日より2年経過したのち(平成26年3月20日以降)、当社株価終値の当日を含めた5連続取引日単純平均値が、その時点において有効な転換価額の150%を超過した場合には、割当予定先との契約に基づき、当社が本社債権者に対し、本社債に付された新株予約権の個数の40%を上限とし、かつ、直近5連続取引日の出来高の単純平均値の20%を超えない範囲で、その保有する本新株予約権付社債の株式への転換を指示することが可能であり、転換が行われた場合には、将来の償還金額が減少するとともに、負債が削減され、自己資本の強化が可能になります。

新株予約権

新株予約権の特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、当該新株予約権に係る払込金額の払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価格よりも下落する局面においては本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、これらは、上記に記載のとおり、既存株主保護の観点から当初以上の希薄化の抑制と株価への影響の軽減を企図して設けられたものです。

(3) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

第1回転換社債型新株予約権付社債、第2回転換社債型新株予約権付社債及び第8回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ29,988株、30,702株、67,000株、合計127,690株となっており、これは平成24年1月25日現在の発行済株式総数234,885株(総議決権数234,885個)に対して、合計54.4%(議決権比率54.4%)となることから、25%以上の割合で希薄化が生じます。

なお、当社は、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の意思決定過程の公正性を担保すべく株式会社ブルータス・コンサルティングより、平成24年1月25日において、本第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債並びに第8回新株予約権発行の財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオン及びペーカー&マッケンジーより、現在妥当しうる解釈に照らし、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が日本国の法令に矛盾ないし抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

また、当社監査役3名(全員が会社法上の社外監査役)からは、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び上記の株式会社ブルータス・コンサルティングの算定結果及びフェアネス・オピニオン並びにペーカー&マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

以上を踏まえ、当社は、平成24年1月26日開催の取締役会において本件につき検討を行い、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると判断し、本第三者割当の必要性及び相当性について、普通決議による株主の意思確認を実施することとし、平成24年3月19日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

付議にあたっては、本件株主総会に付議する本件第三者割当に関する議案の株主総会参考書類において、本件第三者割当の必要性及び相当性に関する事項を記載し、かつ、当該事項を本件株主総会で説明したうえで、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様への意思確認をさせていただくこととします。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期）及び四半期報告書（第16期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年1月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等の記載に含まれる将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期）の提出日以降、本有価証券届出書の提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(1) 提出日

平成23年6月30日

(2) 提出理由

平成23年6月28日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、当該臨時報告書を提出いたしました。

(3) 報告内容

株主総会が開催された年月日

平成23年6月28日

決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

中富一郎、加藤泰己、中塚琢磨、岡野光夫及び大橋彰を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

野口勘四郎、森嶋正及び古田利雄を監査役に選任するものであります。

第3号議案 取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

第4号議案 スtockオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 取締役5名選任の件 中富 一郎 加藤 泰己 中塚 琢磨 岡野 光夫 大橋 彰	110,283 110,280 110,186 110,280 110,274	625 628 722 628 634	- - - - -	(注) 1	可決 95.17 可決 95.17 可決 95.09 可決 95.17 可決 95.16
第2号議案 監査役3名選任の件 野口勘四郎 森嶋 正 古田 利雄	110,304 110,297 110,301	604 611 607	- - -	(注) 1	可決 95.19 可決 95.18 可決 95.19
第3号議案 取締役及び監査役 に対するストックオプ ション報酬額及び内 容決定の件	106,261	4,647	-	(注) 2	可決 91.70
第4号議案 ストックオプション として発行する新株 予約権の募集事項の 決定を取締役に委 任する件	107,340	3,568	-	(注) 3	可決 92.63

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第16期第2四半期)	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月28日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市 川 一 郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 秀 則

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ナノキャリア株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ナノキャリア株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月10日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市 川 一 郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 秀 則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第16期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲には、X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月29日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市 川 一 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 秀 則

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ナノキャリア株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ナノキャリア株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。